平成十九年二月

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の説明書

外

務

省

		ジ
	概説	
1	条約の成立経緯	
2	条約締結の意義	
3	条約締結により我が国が負うこととなる義務	•
4	早期国会承認が求められる理由	
二 冬	条約の内容	
1	定義	
2	犯罪	<u> </u>
3	他の国際法との関係及び軍隊の活動についての適用除外	\equiv
4	刑罰	Ξ
5	放射性物質の防護を確保するための措置	<u> </u>
6	裁判権の設定	<u> </u>
7	犯人又は容疑者の所在の確保	Ξ
8	容疑者を引き渡さない場合の自国の当局への事件の付託	Ξ
9	引渡犯罪	匹
10	犯罪の捜査等に関する締約国間の相互援助	匹
11	放射性物質の返還等	匹
12	紛争解决	匹
13	署名	匹

日

次

(参考)	三 条約の実施のための国内措置	14

用、原子力施設の使用又は損壊等の行為を国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した言、死又は身体の重大な傷害を引き起こす意図等をもって行われる放射性物質の所持又はこの条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。条約締結により我が国が負うこととなる義務	を処罰し得ることとなるので、我が国がこの条約を締結することは、核による国際的なテロリズムの防止託するかのいずれかを行うことを義務付けている。このような国際的な体制がとられることにより、最終	このような行為を引渡犯罪とすること等を義務付けた上で、犯人又は容疑者を関係国に引き渡すか訴追の又は損壊等の行為を犯罪とし、かつ、犯人又は容疑者が刑事手続を免れることがないよう、締約国に対し、この条約は、一定の意図等をもって行われる放射性物質の所持又は使用、核爆発装置等の製造、所持又	2 条約締結の意義	された。れ、平成十七年(二千五年)四月一日、同委員会において案文が確定し、同年四月十三日、国際連合総が開始された。交渉は一時停滞したものの、平成十三年(二千一年)九月の米国における同時多発テロ	平成九年(千九百九十七年)二月から、国際連合総会の下に設置された国際テロ撲滅アド・ホック委員(1) 平成八年(千九百九十六年)十二月の「国際テロリズム廃絶措置」に関する国際連合総会決議に基づ・1 条約の成立経緯
急した適当な刑罰を科することができるようにす持又は使用、核爆発装置等の製造、所持又は使てある。	ロヒン	き 、 の 製 す 約 造	E I	7十三日、国際連合総会においてこの条約が採択2おける同時多発テロ事件の発生を受けて再開さ	(滅アド・ホック委員会においてこの条約の交渉际連合総会決議に基づき、ロシアの提唱により、

る。これらの行為が我が国の領域内で行われる場合、我が国の船舶又は航空機内で行われる場合、我が国の国民によって行われる

-

し若しくは損壊すること。	この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。	一 条約の内容	の早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてこの条約を早期に締結することが望ましい。	事件後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際原子力機関総会においても、すべての国がこの条約	すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平成十三年(二千一年)の米国における同時多発テロ	(3) ()の行為を引渡犯罪とする。	き渡さない場合には、訴追のため我が国の権限のある当局に事件を付託する。	(2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、かつ、この条約の規定に従って裁判権を設定したいずれの締約国に対してもその容疑者を引	者を引き渡さない場合に、我が国の裁判権を設定するため、必要な措置を構ずる。	場合及び容疑者が我が国の領域内に所在し、かつ、この条約の規定に従って裁判権を設定したいずれの締約国に対してもその容疑
	 (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こす意図又は 2 犯罪(第二条) 2 犯罪(第二条) (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こす意図をもって、放射性物質を新たし、又は装置を製造し若しくは所持すること。 (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、「原子力施設」、「装置」等について定義している。 	(2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産に、不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に、犯罪(第二条) (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境にの条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のと	(2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のと案約の商用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設 型を所持し、又は装置を製造し若しくは所持すること。	(2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のと定義(第一条) 2.の条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設 犯罪(第二条) (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に 犯罪(第二条) (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に の早期発効のために努力することが求められていることから、我が国として	(2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のと定義(第一条) この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設です。 2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に 犯罪(第二条) (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に の早期発効のために努力することが求められていることから、我が国として のとの後期の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設 で、たちしくは泉体の重大な傷害を引き起こす意図、財産 に、次のと	 (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産我が国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性単期の内容 (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産定義(第一条) (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境にの条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のと定義(第一条) (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境にの条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設して、の条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設して、た法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産 	 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (1)の行為を引渡犯罪とする。 (1)の行為を引渡犯罪とする。 (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に 定義(第一条) (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に の早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としても 定義(第一条) (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に の業がは、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のと 定義(第一条) (1)の行為を引渡犯罪とする。 	(3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (1) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (1) (1)の行為を引渡犯罪とする。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり なが国のために努力することが求められていることから、我が国としても 定義(第一条) 20条約の) の単開発効のために死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に でな法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に でなる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設 に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に が国としても なが国の大な傷害又は財産若しくは環境に	(2)容疑者が我が国の領域内に所在し、(3)(2)き渡さない場合には、訴追のため我がマ日期国会承認が求められる理由早期国会承認が求められる理由マ市べて締結されることが重要と考えている。こ定義(第一条)ア2不法かつ故意に、死若しくは身体の変所持し、又は装置を製造しくは身体の(1)不法かつ故意に、死若しくは身体の	(2)者を引き渡さない場合に、我が国の裁(2)客疑者が我が国の領域内に所在し、(3)(2)き渡さない場合には、訴追のため我が早期国会承認が求められる理由早期国会承認が求められる理由定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び変形持し、又は装置を製造しくは身体のな着を引き渡さない場合に、我が国の裁
特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、又は放射性物質を放出する等の方法で原子力施設を使用	 (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著し 犯罪(第二条) (第二条) (第一条) (第一条)	 「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	 質を所持し、又は装置を製造し若しくは所持すること。 (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著し 定義(第一条) (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著し 犯罪(第二条) (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著し の条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置 	 「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	 質を所持し、又は装置を製造し若しくは所持すること。 「不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対すの条約の内容 (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対すの条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 犯罪(第二条) (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対す 20条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 20条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 20条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 	 「「「「」」」」 「「」」」 「」、「「」」」 「」、「」」」 「」、「」」」 「」、「」」、「」」」 「」、「」」、「」」、「」」、」」 「」、「」」、「」」、」」、」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、」、 「」、「」」、「」」、「」」、」、」、」、 「」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、」、 「」、「」」、「」」、「」」、「」」、」、 「」、「」」、「」」、「」」、 「」、「」」、 「」、「」」、 「」、「」」、 「」、「」」、 「」、「」」、 「」、「」」、 「」、 」 「」、 「」、<	(3)(1)の行為を引渡犯罪とする。 (3)(1)の行為を引渡犯罪とする。 (1)の行為を引渡犯罪とする。 (1)の行為を引渡犯罪とする。 (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3)(1)の行為を引渡犯罪とする。 (4)(1)の行為を引渡犯罪とする。 (4)(1)の行為を引渡犯罪とする。 (4)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (1)の行為を引渡犯罪とする。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 癖結されることが重要と考えている。このような考えから、我が国としてもこの 事件後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際 での条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおり 定義(第一条) この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおり 定義(第一条) この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 2の条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 2の条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 2の条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 	(1)(3)(2)き渡さない場合には、訴追のため我が(3)すべて報結されることがすべておが国は、従来から、国際的なテロリ定義(第一条)定義(第一条)定義(第一条)次市次市次市第二条)20条約は、前文、本文二十八箇条及びごの条約は、前文、本文二十八箇条及びごの条約は、前文、本文二十八箇条及びごの条約は、前文、本文二十八箇条及びごの条約の適用の対象となる「放射性で第二条)次は装置を製造しくは身体の	(1)(2)客疑者が我が国の領域内に所在し、第件後初めて採択されることが重要と考えている。なの早期発効のために第加ましてきている。この条約は、前文、本文二十八箇条及び定義(第一条)2の条約は、前文、本文二十八箇条及び定義(第一条)2の条約は、前文、本文二十八箇条及び2の条約は、前文、本文二十八箇条及び2の条約は、前文、本文二十八箇条及び20条約の適用の対象となる「放射性20条約の適用の対象となる「放射性
特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産	 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著し 犯罪(第二条) この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置 定義(第一条) 	(1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著しこの条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである	(1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著しこの条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置定義(第一条) 犯罪(第二条)	(1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著しこの条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである定義(第一条) 犯罪(第二条) 犯罪(第二条)	(1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対すこの条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおり定義(第一条) 定義(第一条) 犯罪(第二条) 和罪(第二条)	(1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対す 我が国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏 れが国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏 の早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてもこの 案約の内容 この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおり 定義(第一条) 犯罪(第二条) 犯罪(第二条)	 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 	 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	(1)(2)客疑者が我が国の領域内に所在し、(3)き渡さない場合には、訴追のため我が早期国会承認が求められる理由早期国会承認が求められる理由すべて締結されることが重要と考えている。こ定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び定義(第一条)水罪(第二条)水罪(第二条)水市水市水市第二条)の方な気に、死若しくは身体の	(1)(2)客疑者が我が国の領域内に所在し、 (3)(3)(2)客疑者が我が国の領域内に所在し、 (3)き渡さない場合には、訴追のため我が早期国会承認が求められる理由早期国会承認が求められる理由マボ結されることが重要と考えている。この条約は、前文、本文二十八箇条及び 定義(第一条)2の条約は、前文、本文二十八箇条及び に、本文二十八箇条及び2の条約の適用の対象となる「放射性水国の対象となる「放射性
特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産質を所持し、又は装置を製造し若しくは所持すること。	犯罪(第二条)この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置」定義(第一条)	犯罪(第二条)この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置」定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。	犯罪(第二条)この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置」定義(第一条) 定義(第一条)	犯罪(第二条) 犯罪(第二条) 犯罪(第二条)	犯罪(第二条) 犯罪(第二条) 犯罪(第二条) 犯罪(第二条)	犯罪(第二条) 犯罪(第二条) 犯罪(第二条)	 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 	 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。このような考えから、我が国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏 我が国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏 すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 ずべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 の条約の内容 2の条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 2の条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 犯罪(第二条) 	 (2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 早期国会承認が求められる理由 早期国会承認が求められる理由 すべて締結してきている。この条約は、従来から、国際的なテロリ この条約は、前文、本文二十八箇条及び 定義(第一条) 犯罪(第二条) (2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、 	(2)者を引き渡さない場合に、我が国の裁(2)容疑者が我が国の領域内に所在し、き渡さない場合には、訴追のため我がり(1)う(3)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(2)客疑者が我が国の領域内に所在し、(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(2)客疑者が我が国の領域内に所在し、(1)(1)(1)(1)(1)(1)(2)(2)客疑者が我が国の行為を引渡犯罪とする。(3)(1)(1)(1)(2)客約の内容(2)(2)(3)(1)(3)(1)(1)(1)(1)(2)(3)(3)(1)(3)(1)(3)(3)(3)(3)(4)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(6)(7)(7)(7)(7)(8)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)
特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産質を所持し、又は装置を製造し若しくは所持すること。不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に	この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置」定義(第一条)	この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置」定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。	この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置」定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。条約の内容	この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置」等について定義している。定義(第一条) この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。 の早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてこの条約を早期に締結することが望まし	この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおり条約の内容	この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、 第件後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際 すべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 が国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏 早期国会承認が求められる理由	(3) (1の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1の行為を引渡犯罪とする。	 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平 (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	 (2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 早期国会承認が求められる理由 早期国会承認が求められる理由 すべて締結こてきている。この条約は、前文、本文二十八箇条及び 定義(第一条) この条約は、前文、本文二十八箇条及び 	(2)者を引き渡さない場合に、我が国の裁き渡さない場合には、訴追のため我がり(3)(1)う(3)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(2)客疑者が我が場合には、訴追のため我が(3)(1)(2)客疑者が我が場合には、訴追のため我が(3)(1)(3)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(2)客疑者が我が場合には、訴追のため我が(1)(2)客疑者が我が国の領域内に所在し、(3)(1)(1)(1)(1)(2)客疑者が我があり、(3)(1)(1)(2)客疑者が我があり、(3)(1)(1)(2)客疑者が我があり、(2)(3)(1)(3)(1)(3)(1)(3)(3)(4)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(6)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)<
特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、(1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産質を所持し、又は装置を製造し若しくは所持すること。犯罪(第二条)	定義(第一	定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、	定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、条約の内容	定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。条約の内容の早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてこの条約を早期に締結することが望まし	定義(第一条)この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおり条約の内容 案約の内容	早期国会承認が求められる理由	 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 	 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおり (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 	 (2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 早期国会承認が求められる理由 我が国は、従来から、国際的なテロリ 我が国は、従来から、国際的なテロリ すべて締結してきている。この条約は、 すべて締結してきている。この条約は、 定義(第一条) 	(2)者を引き渡さない場合には、訴追のため我がき渡さない場合には、訴追のため我がう(3)(1)うう(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(2)客疑者が我が場合には、訴追のため我が(3)(1)(1)(1)(2)客疑者が我が場合には、訴追のため我が(3)(3)(1)(3)(1)(1)(1)(2)客疑者が我が場合には、訴追のため我が(1)(1)(2)(3)(1)(1)(1)(1)(2)(3)(1)(1)(1)(1)(2)(3)(1)(3)(1)(3)(1)(3)(1)(4)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(5)(6)(7)
特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、(1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に犯罪(第二条) この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設		の条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、	条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、の内容	条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。の内容	条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりの内容期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてこの後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際	この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりすべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際事件後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際の早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてもこの条約の内容 この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおり 早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてもこの 早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてもこの 早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてもこの 単規国会承認が求められる理由	 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 	 3 (1)の行為を引渡犯罪とする。 	 (2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、 (3) (1)の行為を引渡犯罪とする。 早期国会承認が求められる理由 早期国会承認が求められる理由 すべて締結してきている。この条約は、 ずべて締結してきている。この条約は、 の早期発効のために努力することが求め 系約の内容 そ約の内容 	この条約は、前文、本文二十八箇条及び そ約の内容 この条約は、前文、本文二十八箇条及び
 特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、の早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としての早期発効のために努力することが求められていることから、我が国として定義(第一条) (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産であく、第一条) (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産で、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のと定義(第一条) (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産で、 	の内容 期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてこの後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際て締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平	期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてこの後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際て締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平	後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際て締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平	締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、		我が国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏まえ、い早期国会承認が求められる理由	我が国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏まえ、い(3) (1の行為を引渡犯罪とする。	我が国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏まえ、い(3) (1の行為を引渡犯罪とする。き渡さない場合には、訴追のため我が国の権限のある当局に事件を付託する。	(2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、 (2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、	(2)容疑者が我が国の領域内に所在し、き渡さない場合には、訴追のため我がりの行為を引渡犯罪とする。早期国会承認が求められる理由早城国会承認が求められる理由
 (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産 (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産 20条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のと 定義(第一条) この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のと 定義(第一条) 20条約の内容 (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に 犯罪(第二条) (2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に 7. 「核物質」、「原子力施設 2. 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産 	の内容 期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてこの後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際て締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平されることが重要と考えている。このような考えから、我が国としてもこの	期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてこの後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際て締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平されることが重要と考えている。このような考えから、我が国としてもこの	後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際て締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平されることが重要と考えている。このような考えから、我が国としてもこの	山関連条約であり、平成十三我が国としてもこの条約よ	我が国としてもこの条約よ	早期国会承認が求められる理	早期国会承認が求められる理(3)(1)の行為を引渡犯罪とする	早期国会承認が求められる理由き渡さない場合には、訴追のため我が国	(2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、(2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、	 (3) (2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、 き渡さない場合には、訴追のため我が 「の行為を引渡犯罪とする。 早期国会承認が求められる理由
 株定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、 (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産 20条約の内容 (1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産 20条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設 20条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設 20条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設 	の内容 切めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際で締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平されることが重要と考えている。このような考えから、我が国としてもこのが国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏	期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてこの後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際て締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平されることが重要と考えている。このような考えから、我が国としてもこのが国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏	後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際て締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平されることが重要と考えている。このような考えから、我が国としてもこのが国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏	山関連条約であり、平成十三我が国としてもこの条約よのの取組の重要性を踏まえ、	我が国としてもこの条約よの取組の重要性を踏まえ、		(1)の行為を引	(1の行為を引渡犯罪とする。き渡さない場合には、訴追のため我が国	(1の行為を引渡犯罪とする。き渡さない場合には、訴追のため我が	(1の行為を引渡犯罪とする。 を渡さない場合には、訴追のため我が すら渡さない場合には、訴追のため我が

所在を確実にするため、自国の国内法によ	犯人又は容疑者が所在する締約国は、#7 犯人又は容疑者の所在の確保(第十条)	われる場合等において当該犯罪について	締約国は、第二条に定める犯罪が自国	6 裁判権の設定(第九条)	防護を確保するための適当な措置を講ずるためにあらゆ	この条約上の犯罪を防止することを目的として、	5 放射性物質の防護を確保するための	S°.	締約国は、第二条に定める犯罪を自国の国内法上の犯罪とし、	4 刑罰(第五条)	(2) この条約は、いかなる意味におい	の公務の遂行に当たって行う活動であっ	(1) この条約は、国際法に基づいて国	3 他の国際法との関係及び軍隊の活動に	(6) (1)から(5)までの犯罪に加担し、組織	(5) (1)及び(2)の犯罪の未遂	(4) 脅迫し、又は暴力を用いて、不法、	(3) (2の犯罪を行うとの脅迫をすること。
により適当な措置を講ずる。	状況によって正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該犯人又は容疑者のい	の自国の裁判権を設定するため、必要な措置を講ずる。	の領域内で行われる場合、自国籍の船舶内又は航空機内で行われる場合、自国民によって行		るためにあらゆる努力を払う。	的として、締約国は、国際原子力機関の関連する勧告及び任務を考慮しつつ、放射性物質の	措置(第八条)		の国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにす		ても、国による核兵器の使用又はその威嚇の合法性の問題を取り扱うものではない。	って、他の国際法の規則によって規律されるものは、この条約によって規律されない。	て国及び個人が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではなく、また、国の軍隊がそ	ついての適用除外(第四条)	し、指示し、又は寄与する行為		不法かつ故意に、放射性物質、装置又は原子力施設を要求すること。	

この条約は、二千五年九月十四日から二千六年十二月三十一日まで、国際連合本部において、すべての国による署名のために開放
13 署名(第二十四条)
要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について合意に達しない場合には、国際司法裁判所に付託することができる。
この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で合理的な期間内に交渉によって解決できないものは、仲裁に付される。仲裁の
12 紛争解決(第二十三条)
国と関係国際機関との間の協議を経て、これらの処分について別途の決定が行われる。
(4)放射性物質等がいずれの締約国等にも帰属しない場合、いずれの国も放射性物質等を受領する意思を有しない場合等には、関係
でない場合には、保有が合法的である国によってこれらが保有されることを確保する。
該放射性物質等を保有している締約国は①の措置を継続する。放射性物質等を保有している締約国にとってこれらの保有が合法的
③ 放射性物質等の返還若しくは受領が国内法若しくは国際法によって禁止されているとき、又は関係締約国が合意するときは、当
(2) いかなる放射性物質等も、関係締約国との間の協議を行った上で、当該放射性物質等の帰属する締約国等に返還される。
場合には、これらの保有に当たり、無害化のための措置、国際原子力機関の保障措置に従った核物質の保有の確保等を行う。
(1) 締約国は、第二条に定める犯罪が行われた後に放射性物質、装置又は原子力施設を押収し、又はその他の方法で管理下に置いた
11 放射性物質の返還等(第十八条)
援助を与える。
締約国は、第二条に定める犯罪について行われる捜査又は刑事訴訟若しくは犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の
10 犯罪の捜査等に関する締約国間の相互援助(第十四条)
第二条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。
9 引渡犯罪(第十三条)
のある当局に事件を付託する。
容疑者が所在する締約国は、第九条の規定が適用される場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限

される。

14 効力発生(第二十五条)

この条約は、二十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ず

る。

- 三 条約の実施のための国内措置
- 1 いる。 この条約の実施のため、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案が今次国会に提出されて
- 2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

4 3 2 プト、 締約国 アナ、 効力発生 採択 ルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワ キシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、 署名国 東ティモール、 スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、 ン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メ ン、ケニア、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイ ダ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、 ルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カナ アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、 ンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、 ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタ エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ガイ 平成十七年四月十三日 百十五箇国 平成十九年一月二十九日現在 未発効 トーゴ、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ ニューヨークにおいて採択 十三箇国 スロバキア、 ロシア、 エジ ベラ セ

ルビア、 オーストリア、チェコ、 スロバキア エルサルバドル、インド、ケニア、ラトビア、レバノン、メキシコ、モンゴル、ルーマニア、

六

1

(参

考)